

長浜市告示第126号

長浜市地域脱炭素化モデル事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月25日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市地域脱炭素化モデル事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の地域課題の解決及び地域脱炭素化の推進を図るため、本市をフィールドに脱炭素ビジネスのモデル事業を実施するものに対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「公募型プロポーザル」とは、複数の者に実証実験に関する企画提案を求め、新規性、実現性、経験等を総合的に勘案して最も優れた企画提案を行ったものを実施事業者として選定する方式をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 本市の「ながはまゼロカーボンビジョン2050（令和5年3月策定長浜市脱炭素社会構築基本計画）」の実現に資する事業
- (2) 本市の地域課題の解決又は地域脱炭素化の推進に資する事業
- (3) 本市をフィールドに実施され展開が見込める脱炭素ビジネスのモデル事業
- (4) その他市長が特に認める事業

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する補助事業を実施する事業者又はその事業者を中心に組織された共同体とする。

- (1) 本市が実施する公募型プロポーザルにより選定されたものであること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの（更生手続開始の決定を受けているものを除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしているもの（再生手続開始の決定を受けているものを除く。）でないこと。
- (3) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- (4) 国税又は地方税を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる対象経費とする。ただし、国、地方公共団体その他公共的団体から補助金等の交付を受ける場合は、当該対象経費から当該補助金等の額を減じて得た額とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に3分の2を乗じた額以内とし、1補助事業当たりの上限額は500万円とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとするものは、規則第4条に規定する書類等を補助事業を実施しようとする日までに市長に提出しなければならない。

2 規則第4条第1項に規定する書類等のうち、同項第1号及び第2号に規定する書類は企画提案書をもってこれらに代えるものとする。

(補助金の交付方法等)

第8条 補助金は、規則第15条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第17条第2項の規定により、交付決定の額の10分の9を限度として、概算払により交付できるものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けたものは、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定の日の属する年度の市長が別に定める日のいずれか早い日までに、規則第14条第1項の補助事業等実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 規則第14条第1項に規定する市長が別に定める書類は、次のとおりとする。

(1) 収支決算書

(2) 補助事業に要した経費の支出を証明する書類の写し

(3) 補助事業の実施状況がわかる写真

(財産処分の制限)

第10条 規則第20条の耐用年数を勘案して別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(告示の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第5条関係）

区分	対象経費
1 報償費	外部専門家等に対する謝礼金 事業協力等に対する謝礼として支払われる経費
2 原材料費	事業実施に必要な原料又は材料の購入経費
3 需用費	消耗品費（物品（取得価格10万円未満）の購入に要する経費） 印刷製本費
4 開発費	事業実施に必要な製品、サービス又はシステム及びソフトウェアの開発に要する経費 外注費
5 通信運搬費	事業実施に必要な物品の運搬費又はデータ通信費
6 広報活動費	事業実施に必要な広告宣伝費又はWebページ作成費
7 交通費	事業実施に係る国内の交通費（市内移動用のレンタカー及びガソリン代を含む。）
8 委託料	事業実施に係る設計コンサルタント等に係る委託料
9 使用料及び賃借料	事業実施に必要な土地・建物・会場・マイク等の借上料 リース契約のリース料
10 工事費	補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費
11 その他	市長が特に必要と認める経費